

7 ともに支え合う地域づくりのために

地域福祉の推進に向けた環境づくり

道1 保健医療福祉圏域連携推進会議運営事業費（平成20年度開始）

1,028千円

第二次保健医療福祉圏ごとに、保健医療福祉サービス関係者、行政関係者等で構成する保健医療福祉圏域連携推進会議を設置し、総合的な保健医療福祉対策を推進する。

道2 北海道社会福祉協議会運営事業費補助金（昭和27年度開始）

146,004千円

本道における社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、社会福祉法人北海道社会福祉協議会の事業に要する経費を助成する。

補助先 社会福祉法人北海道社会福祉協議会
補助金額 146,004千円

道3 北海道民生委員児童委員連盟補助金（昭和47年度開始）

4,827千円

民生委員・児童委員活動の充実強化を図るため、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟の実施する事業に対して助成する。

補助先 公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟
補助金額 4,827千円

道4 福祉のまちづくり推進費

258,616千円

「北海道福祉のまちづくり条例」の趣旨に沿った福祉のまちづくりを進めるため、普及啓発の実施や推進体制の整備、市町村や民間事業者に対する支援を行う。

(1) 福祉のまちづくり推進費（平成4年度開始） 316千円

① 北海道福祉のまちづくり推進連絡協議会の開催

国、北海道、市町村、事業者及び道民が一体となって福祉のまちづくりに取り組むことを目的として、福祉のまちづくりの普及啓発、関係団体間・行政機関との情報交換等について連絡協議を行う。

② 北海道福祉のまちづくり表彰の実施

総合的な福祉のまちづくりの推進に寄与することを目的として、福祉のまちづくりの推進について優れた取組を表彰する。

③ 福祉環境アドバイザー派遣事業

市町村や民間が行う施設整備や福祉人材の養成、福祉教育の推進などに係る相談等に対しアドバイザーを派遣し、専門的な指導・助言を行うことにより、福祉のまちづくりの推進に向けた取組を誘導する。

(2) 福祉のまちづくり資金貸付金（平成10年度開始） 258,300千円

民間事業者が公共的施設を新築、増改築、改修する場合に必要な資金を低利で貸し付ける。
貸付限度額 1億円

貸付条件	年利：1.4%～2.0%（固定・変動選択制） 償還期間：15年以内（据置期間2年以内を含む）
新規融資枠	2億9,900万円

道5 北海道地域福祉基金（平成3年度開始）

在宅福祉の普及啓発及び向上、健康及び生きがいづくりの推進その他の地域福祉の推進を図るため民間団体が行う事業の支援に要する経費の財源に充当し、地域の特性に応じた保健福祉施策を積極的に展開する。

【北海道地域福祉基金の現況】

1 積立状況

平成30年4月1日現在額 7,818,000,000円

2 運用方法（29年度）

- ① 大口定期（合同運用）による短期運用
- ② 一般会計繰入運用

平成29年度の運用状況と運用実績

区分	期間	平成30年3月末残高	平成29年度運用益	利回り(%)
大口定期	1年以内	18,000,000円	18,328円	0.02～0.25
一般会計	—	3,000,000,000円	15,000,000円	0.50
一般会計	—	4,800,000,000円	24,000,000円	0.50
合計		7,818,000,000円	39,018,328円	

3 運用益充当事業（29年度）

北海道社会福祉協議会補助金	39,018,328円
---------------	-------------

6 北海道ボランティアセンター活動事業費補助金（昭和48年度開始）

1,912千円

道内におけるボランティア活動の推進を図るため、市町村ボランティアセンターへの支援及び住民がボランティア活動に参加しやすい体制の整備を図る事業に対して助成する。

補助先	社会福祉法人北海道社会福祉協議会
補助率	10/10（国1/2 道1/2）
事業内容	① 運営委員会開催 ② 福祉教育推進事業 ③ 養成・研修事業 ④ その他事業

7 北海道災害ボランティアセンター運営事業費補助金（平成29年度開始）

10,313千円

災害発生時にボランティアの調整や活動を迅速に行うため、平常時から、災害ボランティアのネットワークづくりや人材育成など、北海道災害ボランティアセンターの運営に要する経費を助成する。

補助先	社会福祉法人北海道社会福祉協議会
補助率	10/10（国1/2、道1/2）
事業内容	① 連携会議の開催

7 ともに支え合う地域づくりのために

- ② 市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの策定支援
- ③ 災害ボランティア活動をコーディネートする人材の育成
- ④ その他事業

道8 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）（昭和47年度開始：総合政策部計上）

(1) 一般事業（社会福祉事業）

地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組むハード系・ソフト系事業に対して支援する。

交付対象者 市町村、一部事務組合及び広域連合。ただし、ソフト系事業においては、これらに加え、複数の市町村で構成する協議会等及び振興局長が適当と認める者。

交付率 1/2以内

(2) 福祉振興・介護保険基盤整備事業

市町村における地域の実情や住民のニーズに対応して、福祉のまちづくりの促進、在宅の高齢者・障がい者（児）の社会参加や自立支援、子どもの健全育成促進、高齢者等の冬の生活支援及び介護保険制度下における介護サービス基盤の整備に関する福祉施策の推進を奨励するために取り組まれる事業に対して支援する。

交付対象者 市町村（政令指定都市及び中核市を除く）、一部事務組合、広域連合

交付率 1/2以内

9 バス利用促進等総合対策事業費補助金（平成9年度開始：総合政策部計上）

700千円

バランスのとれた公共交通体系を確立するため、バス利用の促進を図るとともに、高齢者や障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上に資する事業等を対象に補助する。

補助先 乗合バス事業者

事業内容 ノンステップバス、リフト付きバス等の導入費の一部を補助

補助率 1/8以内（国1/4、道1/8、市町村1/8）

道10 交通エコロジー・モビリティ財団賛助会費（平成9年度開始：総合政策部計上）

50千円

高齢者や障がい者をはじめとする利用者の安全かつ円滑な利用に配慮した交通を実現するための事業の補助・助成を行っている交通エコロジー・モビリティ財団へ賛助会員として負担金を支出する。

11 ホームレス実態調査費（平成20年度開始）

573千円

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握することを目的として実態調査を行う。

委託先 札幌市

12 地域生活定着支援センター運営事業費（平成22年度開始）

50,000千円

高齢であり、又は障がいがあるため福祉的な支援が必要な刑務所等出所予定者について、出所後直ちに必要となる福祉サービスにつなげるための準備を行う地域生活定着支援センターを設置し、刑務所出所者等の社会復帰を支援する。

委託先 社会福祉法人北海道社会福祉事業団
設置場所 札幌市、釧路町

支え合いの体制づくり

道1 民生委員関係経費（昭和23年度開始）「再掲」

588,708千円

地域における社会福祉の増進は、民生委員・児童委員の積極的な活動に負うところが大きいことから、その資質の向上を図るために必要な知識技術についての指導訓練を充実強化し、その活動を促進する。

民生委員・児童委員委解嘱経費	1,600千円
民生委員・児童委員指導訓練費	82,321千円
民生委員・児童委員活動弁償費（8,499人）	504,787千円

2 地域の支え合い体制づくりの推進

福祉的な支援を必要とする方々が、安全で安心に暮らし、地域の中で孤立することがないように、市町村や社会福祉協議会などの関係機関や民生委員、老人クラブ、町内会、民間事業者などによる支援が重層的に提供されるよう支援する。

- (1) 要援護者に対する関係機関連携マニュアルの活用や地域での見守り活動連携会議の開催などを通じた市町村をはじめとする関係機関との連携の促進
- (2) ホームページなど各種媒体を活用した啓発活動による孤立死防止対策の推進

3 災害救助基金積立金（昭和23年開始）「再掲」

一定規模以上の災害発生に備え、炊き出しや避難所・仮設住宅の設置などの応急救助に要する費用として、北海道災害救助基金を積み立てる。

4 「共生型地域福祉拠点」推進事業費（平成28年度開始）

5,439千円

高齢者、障がいのある方、子ども等の多世代が交流し、住民同士がお互いに支え合う共助の取組に導く「共生型地域福祉拠点」の新規開設支援や拠点の核となる人材の実践力の向上を図る。

生活困窮者の生活保障と自立に向けた環境づくり

1 生活保護対策の推進「再掲」

- (1) 福祉事務所の組織的な運営の推進と実施体制の強化
 - ① 計画的な運営管理の推進
 - ② 査察指導機能の充実
 - ③ 援助困難ケースの組織的な取組の推進
 - ④ 職員研修の充実
 - ⑤ 実施体制の確保
- (2) 保護の受給要件にかかる調査指導の徹底
 - ① 保護の申請・開始時等における調査及び助言指導
 - ② 資産、収入等の的確な把握
 - ③ 計画的な訪問活動の確保
 - ④ 医療扶助の適正実施の推進
 - ⑤ 介護扶助の適正実施の推進
 - ⑥ 個別ケースの実情に即した指導、援助の推進

2 生活保護施行事務費「再掲」

186,346千円

【生活保護の実施概況（平成29年12月分）】

被保護世帯	123,921世帯（うち停止 210世帯）
高齢者世帯	63,518世帯
母子世帯	9,476世帯
傷病障害者世帯	33,474世帯
その他の世帯	17,243世帯
被保護人員	163,350人
保護率	3.06%

3 生活福祉資金貸付事業費補助金（昭和30年度開始）「再掲」

15,991千円

低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的として実施している生活福祉資金貸付事業に対して助成する。

補助先	社会福祉法人北海道社会福祉協議会
補助金額	15,991千円
補助率	10/10(国1/2、道1/2)

4 生活困窮者自立支援事業費（平成27年度開始）「再掲」

262,529千円

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対して、相談支援や就労その他の自立に向けた支援を行う。

- (1) 自立相談支援事業
生活困窮者からの相談に包括的に応じ、必要な情報の提供や助言、就労の支援その他の自立

- に関する支援等を行う。
- (2) 住居確保給付金の支給
離職等により住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者に、家賃相当額の給付金を支給することによりすることにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。
- (3) 一時生活支援事業
一定の住居を持たない生活困窮者に、宿泊場所や食事等を提供する。
- (4) 学習支援事業
生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所の提供等の支援を行う。

地域福祉を担う人材の養成・確保、資質の向上に向けた環境づくり

道 1 介護福祉士養成施設運営費補助金（平成7年度開始：経済部計上）

2,162千円

福祉人材を養成・確保するため、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく介護福祉士養成施設の運営費に対して助成する。

補助先 栗山町立北海道介護福祉学校
補助率 定額

2 福祉人材センター運営事業費

84,367千円

福祉・介護分野で働きたい求職者と人材を求める事業所を結びつける無料職業紹介や、就労希望者に対する説明会・講習会等を開催し、福祉・介護人材の確保及び社会福祉事業の適正な運営の確保を図る。

- (1) 福祉人材センター運営事業（平成4年度開始）
委託先 社会福祉法人北海道社会福祉協議会
設置場所 北海道立社会福祉総合センター（札幌市）
事業内容 就労斡旋、人材確保相談、人材確保調査研究、福祉職場就労説明会等
- (2) 福祉人材バンク運営事業（平成3年度開始）
委託先 社会福祉法人北海道社会福祉協議会（6市社会福祉協議会に再委託）
設置場所 函館市、旭川市、苫小牧市、帯広市、釧路市、北見市
事業内容 就労斡旋、福祉職場就職説明会等

3 介護職員等研修事業費（昭和57年度開始）

41,881千円

介護事業に従事する職員等を対象に、その資質の向上を図るため、業務遂行上必要な各種の初任・専門研修を実施する。

委託研修 15研修
委託先 社会福祉法人北海道社会福祉協議会、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟

道4 保育士登録事務施行費（平成15年度開始）

13,200千円

保育士資格取得者の登録事務を円滑に推進するための経費

委託先 社会福祉法人日本保育協会

道5 民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業費補助金（昭和36年度開始）

1,283,032千円

民間社会福祉施設職員の退職手当共済事業給付金として社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき助成する。

補助先 独立行政法人福祉医療機構

6 介護従事者確保総合推進事業費（平成21年度開始、一部平成30年度新規）

332,160千円

介護従事者等の安定的な確保を図るために次の事業を実施する。

(1) 介護のしごと魅力アップ推進事業

46,000千円

介護福祉士養成施設等がそのノウハウを生かし、若年層等への福祉介護の魅力紹介や地域住民への正しい知識の普及啓発、イメージアップ等を図るための経費を助成する。

補助先 介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設、精神保健福祉士養成施設（以下「養成施設」という。）等

補助率 10/10（基金）

(2) キャリアパス支援等研修事業

69,480千円

福祉・介護人材の資質向上や定着支援を図るため、福祉・介護サービス従事者のキャリア形成を促進するための研修の実施や、介護福祉士国家試験の受験資格要件となる実務者研修等を福祉・介護サービス従事者が受講する際に必要な代替職員の雇上げに係る経費を助成する。

① キャリアパス支援研修事業

補助先 福祉・介護関係団体、養成施設、小規模事業所等で構成するユニット等

補助率 10/10（基金）

② 実務者研修支援事業

補助先 福祉・介護サービス事業者等

補助率 10/10（基金）

(3) 次世代の担い手育成推進事業

3,068千円

幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の児童・生徒等に対し福祉・介護に関する有識者をアドバイザーとして学校へ派遣し、福祉授業を実施するとともに、その成果をまとめ、他の各学校や地域住民等に周知する。

(4) 職場体験事業

9,831千円

福祉・介護の仕事に関心がある者に対し、職場の様子やサービス内容等を直接知ることができる機会を提供する。

委託先 社会福祉法人北海道社会福祉協議会

(5) 介護のしごと普及啓発事業

28,859千円

高齢者や主婦層等を対象に全道3カ所で啓発事業を実施するとともに、直接、介護の理解を深めるようアプローチを行う事業として職場見学等を実施する。

(6) 介護従事者定着支援事業

17,521千円

- ① 介護従事者確保推進協議会
現任職員の定着を図り、離職を防止するため、事業所等に対して、関係機関・団体が連携・協働し、事業者等の意識と実態を改革していく働きかけなど、新たな取組等を検討・推進することを目的に、介護従事者確保推進協議会を設置する。
- ② 労働環境改善支援事業
組織経営や人材マネジメントなどに精通した専門員を配置し、事業所の管理者等に対して人材確保・育成に係る課題解決に向けた支援等を実施する。
- (7) 介護未経験者に対する研修支援事業 27,351千円
「介護職員初任者研修指定事業者」が実施する、「介護職員初任者研修」の費用を支援することで、介護分野での就業希望者の資格取得に係る費用を軽減し、資格取得による着実な雇用を図ることを目的とする。
- ① 介護技能習得推進事業
介護職員初任者研修指定事業者が福祉人材センター・バンクに求職登録している者の受講費用を減免した際、その減免分を補助する。
補助先 介護職員初任者研修指定事業者
補助率 10/10 (基金)
- ② 障がい者介護技能習得支援事業
介護分野で就労を希望する障がい者の初任者研修を実施し、資格取得後は障害者就業・生活支援センター等と連携のうえ就業及び定着を支援する。
- (8) 介護事業所内保育所運営支援事業 17,065千円
介護従事者の離職防止のため、介護事業所内保育所の運営に係る経費を助成する。
補助先 設置主体が民間、公的施設及び市町村（一部事務組合を含む）である、道内の介護サービス施設・事業所内保育所
補助率 10/10 (基金)
- (9) 潜在的介護職員等活用推進事業 76,663千円
介護分野での就業を希望する潜在的有資格者等を有期雇用契約労働者として雇用して、介護サービス事業所・施設等へ紹介予定派遣し、実際の就業を通じて職場を見極める機会を提供することで、派遣期間終了後の直接雇用に繋げる。
- (10) 離職した介護福祉士等の再就業促進事業 13,581千円
北海道福祉人材センターに届出された離職した介護福祉士に対する最新の介護保険制度や再就業のための研修会、職場体験の開催案内などの情報発信のほか、再就職準備金事業の活用など再就業に向けた個別の相談支援などにより介護福祉士等の再就業の促進を図る。
- (11) 地域人材を活用した労働環境改善促進事業 20,218千円
業務の効率化や専門職の働き方の工夫など介護事業所内の労働環境の改善を進め、介護人材の職場定着を図るため、高齢者や主婦など地域の多様な人材を直接介助以外の補助業務に従事させる介護事業所団体等の取組を支援する。
補助先 介護事業所団体等
補助率 10/10 (基金)
- 新(12) 外国人介護人材受入研修事業 2,523千円
外国人介護人材の受入を検討する法人や事業所に対し、各種制度に関する研修を実施し、外国人介護人材の受入に関する理解の促進を図る。

7 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金（平成22年度開始）

4,996千円

経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者が所定の滞在期間で介護福祉士資格を取得できるよう、受入施設における学習全般に対する取組を支援する。

補助先 社会福祉施設等（受入施設）

補助率 国10/10

8 「共生型地域福祉拠点」推進事業費（平成28年度開始）「再掲」

5,439千円

高齢者、障がいのある方、子ども等の多世代が交流し、住民同士がお互いに支え合う共助の取組に導く「共生型地域福祉拠点」の新規開設支援や拠点の核となる人材の実践力の向上を図る。

社会福祉を目的とする事業の促進に向けた体制づくり

1 福祉有償運送などの移動手手段の確保

地域が主体となって高齢者や障がい者などの移動手手段を確保できるよう、関係機関と連携し、福祉有償運送などの市町村等の取組を支援する。

2 第三者機関によるサービスの評価、結果公表の促進

福祉サービスの向上及び利用者のサービス選択に資することを目的とし、事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者評価機関が専門的客観的な立場から評価及び公表を行うため設置された「北海道福祉サービス第三者評価推進機構」の活動を推進するとともに当該事業の受審促進を行う。

3 福祉サービス運営適正化委員会補助金（平成12年度開始）「再掲」

11,700千円

福祉サービス利用者の権利を擁護し、利用者等からの苦情を適切に解決することを目的として、社会福祉法に基づき北海道社会福祉協議会が設置する公正・中立な第三者機関（福祉サービス運営適正化委員会）の設置運営経費に対して助成する。

補助先 社会福祉法人北海道社会福祉協議会

補助率 10/10（国1/2、道1/2）

利用者の利益を保護するための仕組みづくり

1 地域福祉生活支援センター運営事業費補助金（平成11年度開始）

63,335千円

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な者が、権利を侵害されることなく、自らの能力に応じてできる限り地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助やそれに付随した日常的な金銭管理等の援助などのサービスを提供する。

補助先	社会福祉法人北海道社会福祉協議会
補助率	10/10（国1/2、道1/2）
設置場所	地域福祉生活支援センター：札幌市 地区センター：関係総合振興局（振興局）所在地
事業内容	① 福祉サービスの利用援助 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供、助言 ・ 手続の援助（申込手続同行、代行、契約締結） ・ 苦情処理制度の利用援助など ② 日常的金銭管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉利用料の支払 ・ 通帳、権利証等の保管など

2 権利擁護人材育成事業費（平成27年度開始）「再掲」

65,025千円

権利擁護人材を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人等の活動を推進する事業を実施する市町村に補助するとともに、権利擁護人材の育成及び資質向上への取組が継続的に行われるよう支援する。

負担区分	基金（10/10）
実施主体	道及び市町村（補助）

3 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会等運営事業費（平成22年度開始）「再掲」

14,228千円

北海道障がい者条例に基づき設置した障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部及び障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の活動により、障がい者及び障がい児の権利擁護や、暮らしやすい地域づくりの推進を図る。

障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部	本庁
障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会	14圏域

4 北海道障がい者権利擁護センター運営事業費（平成24年度開始）「再掲」

2,368千円

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく「北海道障がい者権利擁護センター」の機能を確保し、障がい者の権利利益の擁護を図る。